

……ハンセン病をもつと知ろう……

国立ハンセン病資料館

全国のハンセン病施設所や研究施設の関係団体から収集した資料が数多く展示されています。ハンセン病に関する約30,000冊の図書を収蔵した図書閲覧室もあります。

〒189-0002 東京都練馬区石神井町4-1-13

電話 042-396-2909

URL <http://www.hansen-dis.jp/>



皆の旅館元の暮らしが再現されています

監督房資料館

かつてハンセン病施設として使われた「特別病室」は、通称「重監房」と呼ばれています。



窓(手前)と更衣室(奥)

今は建物の重體が残っていますが、わずかに残された資料や差別調査の出土遺物等から推定される形を美引大を部分再現し、その過酷さを感じることができます。また、ガイダンス映像や証言ビデオなどでの映像が見られるほか、歴史パネルや実物資料を展示了コーナーなどがあります。

〒377-1711 群馬県吾妻郡草津町白根464-1533

電話 0279-88-1550

URL <http://sjpm.hansen-dis.jp/>

国立感染症研究所ハンセン病研究センター

ハンセン病の基礎研究、臨床研究、医療技術のほか、ハンセン病の診断や鑑別診断、経過観察などを実行しています。また、市民公開講座や医療関係の学生や職員対象のハンセン病医療学定期講座などを開催して、ハンセン病に関する啓発活動も行っています。

〒189-0002 東京都練馬区石神井町4-2-1 電話 042-391-8211(代表)

URL <http://www.nih.go.jp/mihl/wrc/>

<http://www.nih.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/hansen/index.html>

http://www.mhlw.go.jp/stf/link_12/hospList/nc.html

http://www1.mhlw.go.jp/stf/link_12/adiseases/ha/eprosy.html

<http://www.nih.go.jp/nii/diagnoses/hansen.shtml>

<http://www.nih.go.jp/nih/iproject/gakkai/jpn/>

ウェブサイト

厚生労働省(ハンセン病に関する情報ページ)

http://www.mhlw.go.jp/stf/link_12/hospList/nc.html

法務省(ハンセン病への偏見や差別のリンク)

http://www1.mhlw.go.jp/stf/link_12/adiseases/ha/eprosy.html

国立ハンセン病療養所(各療養所にリンク)

<http://www.nih.go.jp/nii/diagnoses/hansen.shtml>

日本ハンセン病学会

<http://www.hansen-gakkai.jp/>

ハンセン病の向こう側

長い間、偏見や差別に苦しんでいた人たちがいる。

ハンセン病問題は、決して特別な問題じゃない。

それは、私たちの姿を映し出す鏡だと思う。

この問題を、どうやって乗り越えていけばいいのだろう。



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話 (03) 5253-1111 URL <http://www.mhlw.go.jp/>

ハンセン病の悲しい歴史



みんなのハンセン病を知ってる?
私は最近まで知らなかったんだ。

話を聞いて、かなりショックを受けた。

ハンセン病って、どんな病気か知ってる?

ハンセン病とは、「らい菌」に感染することで起こる病気です。現代においては感染することも発病するところもほとんどありませんが、感染し発病すると、手足などの末梢神経が麻痺ひし、汗が出なくなったり、痛い、熱い、冷たいといった感覺がなくなることがあります。また治療法がない時代は、体の一部が変形するといった後遺症が残ることがありました。かつては「らい病」と呼ばれていましたが、明治6年(1873年)に「らい菌」を発見したノルウェーの医師・ハンセン氏の名前をとって、現在は「ハンセン病」と呼ばれています。



早く見つけで適切な治療をすれば
治る病気なんだよ

ハンセン病は感染症だけ
とてもうつりにくい病気なんだって

「らい菌」は感染力が弱く、非常にうつりにくい病気です。末梢神経の麻ひなどの症状が出る(発病)かどうかは個人の免疫力や衛生状態、栄養事情などが関係しますが、たとえ感染しても発病することはほぼありません。現在の日本の衛生状態や医療状況、生活環境を考えると、「らい菌」に感染しても、ハンセン病になることはほとんどありません。

(日本人新規患者数:2014年1人、2015年1人、2016年0人)

どうしてもっと優しくできなかつたんだろう?

強制的に患者を隔離してしまうなんて…

19世紀後半、ハンセン病はコレラやペストなどと同じような恐ろしい感染病であると考えられていました。当初は、家を出で各地を放浪する患者が施設に収容されましたが、やがて自宅で療養する患者も収容されるようになりました。ハンセン病と診断されるると、そのうち近所に知られるようになり、家族も偏見や差別の対象にされることがあつたため、患者は自ら療養所に行くより仕方ない状況に追い込まれていったのです。このような状況のもとで、昭和6年(1931年)にすべての患者の隔離を目的とした「療養予防法」が成立し、療養所の増床が行われ、各地にも新しく療養所が建設されて行きました。また、各県では「無療養県運動」という名のもとに、患者を見つけて出し療養所に送り込む施策が行われました。保健所の職員が患者の自宅を徹底的に消毒し、人里離れた場所に作られました。保健所に送られていくという光景が、人々の心の中にハンセン病は恐ろしいというイメージを植え付け、それが偏見や差別を助長していったのです。



患者の収容には監禁官が立ち会った

ハンセン病問題の歩み

- 中世～近世 体の一部が変形したりする外観の特徴などから偏見や差別の対象にされた。
- 明治後期(1900年代)～昭和前期(1940年代) 患者が強制的に収容し、療養所から一生出られなくなる「ハンセン病絶滅政策」が行われ、偏見や差別が一層助長された。
- 昭和前期(1940年代)～平成8年(1996年) 有効な薬が開発され、治療法が確立されたが、患者の隔離政策はそのまま継続された。
- 平成8年(1996年)～「らい予防法」(「療養予防法」を昭和28年(1953年)に改正)が廃止され、患者隔離政策に終止符が打たれた。



ハンセン病は、「らい菌」による感染症

「らい菌」は感染力が弱く、非常にうつりにくい。感染しても発病するのはまれ

現在は治療法が確立され、早期発見と適切な治療で、後遺症を残さずに治すことができる

ハンセン病患者は、いつの時代も偏見や差別の対象にされてきた
国や社会が患者に対してどのように接してきたかを振り返る

を残すことなく、治るようになっています。

ハンセン病と人権について考える



治療法が確立されて、ハンセン病は治る病気にならなかったよね。
そして国は療養所の入所者・社会復帰者におわびし、政策を改めた。
それなのに、どうして偏見や差別がなくならないのだろう？

みんなの願いが政府に届くまで長い年月がかかったんだ

ハンセン病は治る病気になったのに
どうして療養所に収容されたままだったの？

ハンセン病患者の隔離政策は、「癪予防法」という法律のもとで進められました。昭和28年（1953年）、患者の反対を押し切ってこの法律を引きつく「らい予防法」が成立しました。この法律の問題点は、患者隔離が継続され、退所規定が設けられていないことでした。つまりハンセン病患者は療養所に収容されると、一生そこから出ることは出来なかつたのです。昭和21年にハンセン病の特効薬「フロミン」が登場し、その後、新しい飲み薬タイプの治療薬が開発され、ハンセン病は適切な治療をすれば治る病気になっていました。にもかかわらず、患者の強制収容が続けられたのです。昭和30年前後から徐々に規制が緩和され、病気が治つて主动的に退所する人たちも出てきま

いました。

しかし彼らは療養所に入所する際に、社会や家族と断絶させられており、療養所の外では頼る人はなく、救いの手を差し伸べる人も、受け皿もなかつたのです。そのような状況の中で、生活苦で体を壊したり、

病気を再発させたりして、やむなく療養所に戻る人も少なくなりました。しかし彼らは、もう私達ではないといい太陽は輝いた。

治療薬「フロミン」の注射

熊本裁判に勝訴したから ハンセン病問題は解決したと思った

それなのに社会復帰者、その家族に対する偏見や差別は今でも根強く残っている

熊本地裁の判決に対し、国は控訴審で原告側に内閣總理大臣談話を発表し、ハンセン病問題の早期解決に取り組む決意を表明しました。しかし判決後も、熊本県で入所者に対するホテル宿泊拒否事件が起きるなど、残念ながら入所者や社会復帰者、その家族に対する偏見や差別には根強いものがあります。そのため、療養所の外で暮らすことに不安を感じ、安心して退所することができない人もいます。

法院は最終的に「ハンセン病は障害者」と認め、原告側が望んでいた結果となりました。

●親や兄弟姉妹と一緒に暮らすことができない――。

●実名を名乗ることができるない――。

●結婚しても子供を生むことが許されない――。

●一生療養所から出でて暮らすことができない――。

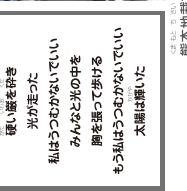
●死んでも故郷の墓に埋葬してもらえない――。

こうした生活をハンセン病患者は長い間強いられていきました。あなたたちは想像できますか？



学習のポイント

POINT1 ハンセン病に対する偏見や差別をなくすために
ハンセン病について正しい知識を持つ



POINT2 ハンセン病問題を風化させてはならない
ハンセン病問題を解決する力がは、君たちが握っている

POINT3 ハンセン病問題は、現在進行中の人権問題である
問題解決のために私たちに何ができるか考えてみよう

※裁判の判決に不満がある場合、上級の裁判所に再審を請求すること。

ハンセン病問題から学ぶべきこと

もし自分や家族が患者だったらどう思う?
ハンセン病に対する偏見や差別は、
私たちの内にある問題なのかもしれない。

二度と同じ過ちを繰り返さないために 私たちはどうすればいいんだろう?

ハンセン病に対して偏見を持ち、入所者や社会復帰者、その家族を差別しているのはどんな人たちだと思いますか。「らい予防法」による国の誤った隔離政策が廃止され、20年が経った今も、ハンセン病に対する偏見や差別が残っていると多くの入所者や社会復帰者が感じています。今の社会の中にも、ハンセン病に限らず、人種や年齢、障害の有無や性別、家柄などによる偏見や差別があるように、私たちの心の中に、自分とは違う一面を持

つ人を差別する気持ちが入り込んでくることがあります。そうした偏見や差別を解決していくためには、相手の人権を尊重する気持ちを持つことが大切です。この授業をきっかけに、ハンセン病について正しい知識と理解を持つとともに、偏見や差別をなくすにはどうすればいいのか、人権が尊重される社会を実現するにはどうすればいいのか、そして自分たちに何ができるのかを考えてみましょう。

ハンセン病療養所 全国配置図

(平成29年5月1日現在)
入所者総数(13カ所) 1,468名
● 全国病院会員(12カ所) 1,463名
● 私立療養所(1カ所) 5名
※はかり療養所
長島と対岸の虫明を結ぶ邑久長島大橋は、1988年(昭和63年)に開通しました。隔離する必要のない証、人間回復の証として架橋され、現在は民間バスも乗り入れ、入所者も自由に島外出かけられるようになっています。



人間回復の橋と呼ばれる邑久長島大橋

「偏見と差別が残るままでは見過ごせない 若い人に話を大事にしている」

…12歳で発病した元患者

私は12歳で発病し、故郷の愛知県から父親に連れられて療養所に入りました。すぐに本名を俗名(じふうめい)に変えることを勧められました。私の実家は真っ白になりました。すぐには日本に「ハンセン病の元患者(げんせんびょう)」はないなります。しかし、偏見と差別が残るまま、我々の人権が尊重されないままでは見過ごせない。そういう思いから、私たちが置かれた状況を若い人たちに話す機会を大事にしています。つらい病気を経験する人はどの時代にもいます。でも、国の政策や法律によって悲惨な思いをするのは、私たちを最後にしてほしいのです。



「療養所」の実態

…元ハンセン病患国賠訴訟全国原告団協議会会長

国はハンセン病患者に対し、強制隔離しただけではありません。収容した療養所では、重症者の看護(かんご)眼や手足の不自由な人の介護(かいご)そして食事運搬(ゆんぱん)や土工(どこう)、さらには亡くなつた病友(びょうゆう)の火葬(ひそう)まで、入所者に強制的にやらせたのです。また、療養所内での結婚の条件として子供が産めないと療養所に入れられました。さらに、こうした措置(そせい)に不満をもらせば、次々と療養所内「特別病室(とくべつびしつ)」という名の監禁房(かんきんぼう)が設けられ、零下20度以下になります。そこで、園には全国のハンセン病患者を対象とした「特別病室」という名の監禁房があり、零下20度以下になります。生徒たちが最も知らなかったのです。

「夢見る故郷の空」

…ハンセン病患国賠訴訟全国原告団事務局長

中学校二年生13歳の時、体に発疹(はつしん)が現れ、まもなく校長先生から「きみは学校へ来なくていいよ」と言われました。そして向かうからならないうちに、星塚敬愛園(ほしつかけいさいえん)に入所させられ、園に着いたその日に強制的に名前を名のらされました。はじめで外出許可をもらい故郷の父に会いに帰りましたが、そこには向かうからならない父のことがいました。父に「らい予防法(りよいよほふぽう)」がアツがかかるといけないからです。それから家族を、友達をそして故郷を、さらには教育を奪いました。以来私は帰郷をあきらめ夢の中でか故郷へは帰れなくなりました。父が亡くなつたのも知らされず、知つたのは6年後のことでした。

「生徒のみなさんに今後を託して」

…元全国ハンセン病療養所入所者協議会会長

ハンセン病患者は、一人残らず強制隔離(きょうせい�り)の病を根絶するという「らい予防法」と国の誤った政策は、未會有の人权侵害書を発生させました。私たちは、自由と人権と人間としての尊厳を回復するため、1951年、全入所者によつて組織を結成し運動を続けています。しかし、目的達成はまだ遠く、ふるさとの墓参にも帰ることができない日々が続いています。社会の差別がそれを阻んでいます。私たちには高齢になり運動も限界にきています。生徒のみなさんには今後を託したいと強く念っています。

